

予定価格を事前公表することのメリット及びデメリット並びに長岡市が事前公表を行っていない理由について

1 事前公表に関する国の指針

予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。

○出典：『発注関係事務の運用に関する指針』（別紙1）

（平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）

2 事前公表のメリット

ア 利害関係者等からの働きかけから職員を守ることができる。

イ 全ての応札者が予定価格を超える入札を行うことによる再入札又は取りやめ案件の発生件数を抑えることができる。

3 事前公表のデメリット

ア 事前公表の価格が目安となって、適正な競争が行われにくくなる。

イ 建設業者の見積努力を損なわせる。

ウ 談合が一層容易に行われる可能性がある。

エ 平成31年2月14日に最低制限価格の算定式を公表したため、おおむね全ての案件が最低制限価格と同額の入札による抽選落札となる可能性が高い。

4 長岡市が事前公表を行っていない理由

国から、事前公表の弊害を踏まえた取りやめの対応要請があったため、予定価格の公表方法の取り扱いを平成21年9月から事後公表に変更した。

○出典：『公共工事の入札及び契約の適正化の推進について』（別紙2）

（平成20年3月31日 国土交通省大臣官房建設流通政策審議官（国総入企第35号））